

締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、適用しないとしている。

また、役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、監査等委員会設置会社において、取締役会から取締役に委任することができない事項として列挙されている(改正後会社法416④十五)。これらの機関設計以外の取締役会設置会社においては、役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、「重要な業務執行」の決定として、同様に、取締役会から取締役にその決定を委任することができないものと解される(法362④柱書き)。

以上のとおり、取締役会設置会社を前提とすると、会社が役員等賠償責任保険契約の内容の決定をするには、取締役会の決議によらなければならぬこととなる。これは、役員等賠償責任保険契約を更新する場合

にも当てはまると解される可能性がある。現在の実務上、D&O保険の更新時に取締役会の決議を経ていない会社もあると思われるが、このように解する場合、そのような会社においては、取締役会の決議事項が1つ増えることになる。

(2) 経過措置とその留意点

また、役員等賠償責任保険契約に係る新たな規律については、経過措置が設けられており、「改正法の施行前に株式会社と保険者との間で締結

された」保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、改正後会社法430条の3の規定は適用しない、とされている(改正法附則7)。

したがって、改正法の施行前に締結されたD&O保険については、新法は適用されない。もっとも、改正法の施行後にD&O保険が更新され

た場合は、「改正法の施行前に締結された」ものとはいえず、当該更新に際しては、改正後会社法430条の3が適用されると解する余地がある。このように解する場合は、改正法の施行前に締結されたD&O保険であっても、これを施行後に更新する際は、当該更新にあたり、改正後会社法430条の3第1項に基づき、当該更新後のD&O保険の内容の決定について、取締役会の決議を経なければならぬこととなる点に留意する必要がある。

第4章 M&Aに関する新しい手法
株式交付制度の創設と
実務ポイント

【1】この章のエッセンス

●M&Aに関する新たな手法として、株式交付制度が創設される。株式交付は、買収会社の株式を対価として、買収の対象会社の株式を取得するものであり、対象会社を完全子会社とすることまでは企

図していない場合(ただし、議決権50%超を取得する必要がある)に利用され、「三三株式交換」といえる。

●株式交付は、国内の株式会社同士でのM&Aに限り利用することができるが、上場会社を対象会社とする場合は、公開買付けの方法に

よらなければならないことがある。点に留意する必要がある。

制度の概要

改正法では、M&Aに関する改正として、株式交付制度という新たな